

### 第4回 運営協議会 ③

#### 運営協議会にも地域性があります

3回にわたって運営協議会を取り上げてきましたが、今回でひとまず運営協議会の話はおしまいです。そこで今回は、これまでの補足として、運営協議会の地域性やその他の機能について取り上げます。

前回、前々回と“国はこのように決めています”という話が続いたので、まるで全国共通の基準に基づいて運営協議会が「必要性」や「対価」の是非を判断するように思われた方もいるかもしれません。ですが、実は、「必要性」や「対価」は、必ずしも画一的な基準によって判断されるわけではありません。国が示したものはあくまで「必要性」や「対価」の“めやす”であって、実質的な判断は運営協議会に委ねられています。

運営協議会は、全国共通の基準の代わりに、「必要性」等を地域の実情に即して判断する機関と位置づけられています。極端な話をすれば、タクシー台数がどうあれ、その地域に福祉有償運送が必要だと運営協議会が判断すれば、「必要性」は認められるのです。

そして、また、地域の実情に即した協議が行われるということは、協議過程にも、おのずと地域性があらわれることになります。例えば、タクシー業界が福祉輸送や福祉有償運送への理解が深い地域ではスムーズに『合意』に至る可能性が高いですが、逆の場合は協議が難航することが予想されます。

また、協議会メンバーひとりひとりの福祉有償運送への関心の高さ、理解

度などによっても、協議のもようはかなり違ってくるでしょう。

「登録」希望団体は、協議の場で発言を求められたり、必要書類を提出したりしますが、何を求められ、どう応じるべきかは、それぞれ地域の実情によることになるのです。

#### 「登録」後にも運営協議会

これまでは、主に運営協議会を福祉有償運送「登録」プロセスの観点から取り上げてきましたが、運営協議会は「登録」の前段階だけに登場するわけではありません。「登録」後も、以下の場合、移送団体は事前に運営協議会での協議を経る必要があります。

- ・有効期間の更新を行うとき  
…「登録」は2～3年ごとに更新を行います。その際に再度「必要性」を認めてもらいます。
- ・運送区域や利用料（対価）の変更など、活動内容の変更を行うとき  
…変更の必要妥当性を認めてもらう必要があります。

#### ありえないとは思いますが…

最後に、無用であってほしい機能についてふれます。運営協議会には、地域の福祉有償運送利用者からの苦情や通報、事故その他の連絡等を受けた場合、その通報等の対象となった福祉有償運送団体を指導し、場合によっては運輸支局に通報する機能があります。

次回は…

登録を要しない要件「無償」①